（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第四十九条　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第五十条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項及び第六十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条及び第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第五十一条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十八条第一項、第二百八十九条から第二百九十二条までの規定及び附則第五十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第五十二条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四十九条第一項」を「第四十九条第一項及び第三項」に、「第八十八条」を「第八十八条の二」に改める。

第五十三条　国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条第一号、第六号、第十号及び第十二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十六条第一項中「次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げる種類の共助刑を執行する」を「当該受入受刑者を刑事施設に拘置する」に改め、「とする」の下に「。この場合において、当該受入受刑者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項後段を削る。

第二十一条中「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定による」に、「懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮」を「拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑」に、「刑の言渡を」を「刑の言渡しを」に、「共助刑の種類」を「刑名（共助刑である場合はその旨）」に、「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「当該外国刑の種類又は」、「第十六条及び」及び「種類及び」を削る。

第二十八条第四号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条及び第三十七条（見出しを含む。）中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八条第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、「刑の種類若しくは」を削り、同条第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第五十四条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第四号、第二百六十六条第一項、第二百六十七条、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条及び第二百七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第五十五条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条第二項及び第七十六条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（仲裁法の一部改正）

第五十六条　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第五十七条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（破産法の一部改正）

第五十八条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条第一項、第二百六十六条、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百六十九条から第二百七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十四条及び第二百七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。